十二項第一号、第二号及び第四号中「第二十四項第三号の二」を「第二十四項第三号の三」に改め、同項第五号中「、第三号の二」を「、第三号の三」に、「同項第三号の二」を「同項第三号の三」に改め、同条第二十三項中「次項第三号の二」を「次項第三号の三」に改め、同条第二十四項中第三号の二を第三号の三とし、第三号の次に次の一号を加える。

三の二　暗号資産（資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二条第五項に規定する暗号資産をいう。以下同じ。）

第二条第二十四項第五号中「若しくは第二号」を「、第二号若しくは第三号の二」に改め、同条第二十五項第一号中「第三号の二」を「第三号の三」に改める。

第二条の二を第二条の三とする。

第一章中第二条の次に次の一条を加える。

（金銭とみなされるもの）

第二条の二　暗号資産は、前条第二項第五号の金銭、同条第八項第一号の売買に係る金銭その他政令で定める規定の金銭又は当該規定の取引に係る金銭とみなして、この法律（これに基づく命令を含む。）の規定を適用する。

第三条第三号を次のように改める。

三　第二条第二項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利（次に掲げるものを除く。）

イ　次に掲げる権利（ロに掲げるものに該当するものを除く。第二十四条第一項において「有価証券投資事業権利等」という。）

(1)　第二条第二項第五号に掲げる権利のうち、当該権利に係る出資対象事業（同号に規定する出資対象事業をいう。）が主として有価証券に対する投資を行う事業であるものとして政令で定めるもの

(2)　第二条第二項第一号から第四号まで、第六号又は第七号に掲げる権利のうち、(1)に掲げる権利に類する権利として政令で定めるもの

(3)　その他政令で定めるもの

ロ　電子記録移転権利

第四条第二項第五号中「第二条の二第四項第二号イ」を「第二条の三第四項第二号イ」に改め、同項第六号中「第二条の二第五項第二号イ」を「第二条の三第五項第二号イ」に改める。

第五条第一項中「並びに第二十四条」を「、第二十四条並びに第二十四条の七第一項」に改め、同条第四項中「すべて」を「全て」に改める。

第二十三条の十三第一項第五号中「第二条の二第四項第二号イ」を「第二条の三第四項第二号イ」に改め、同項第六号中「第二条の二第五項第二号イ」を「第二条の三第五項第二号イ」に改め、同条第四項第一号ハ中「第二条の二第四項第二号ロ」を「第二条の三第四項第二号ロ」に改め、同号ニ中「第二条の二第五項第二号ロ」を「第二条の三第五項第二号ロ」に改め、同項第二号ロ中「第二条の二第四項第三号」を「第二条の三第四項第三号」に改める。

第二十四条第一項ただし書中「すべて」を「全て」に、「である場合」を「又は電子記録移転権利である場合」に改め、同項第四号中「その他」を「及び電子記録移転権利その他」に、「である場合」を「又は電子記録移転権利である場合」に改め、同条第五項中「すべて」を「全て」に、「である場合」を「又は電子記録移転権利である場合」に改める。

第二十七条中「第二条の二」を「第二条の三」に改める。

第二十八条第一項第一号中「権利」の下に「（電子記録移転権利を除く。次項第二号及び第六十四条第一項第一号において同じ。）」を加え、「同条第八項第一号」を「第二条第八項第一号」に改める。

第二十九条の二第一項中第十号を第十二号とし、第九号を第十一号とし、第八号を第十号とし、第七号の次に次の二号を加える。

八　第二条第二項の規定により有価証券とみなされる権利（当該権利に係る記録又は移転の方法その他の事情を勘案し、公益又は投資者保護のため特に必要なものとして内閣府令で定めるものに限る。）又は当該権利若しくは金融指標（当該権利の価格及び利率等並びにこれらに基づいて算出した数値に限る。）に係るデリバティブ取引についての次に掲げる行為を業として行う場合にあつては、その旨

イ　当該権利についての第二条第八項第一号から第十号までに掲げる行為又は当該デリバティブ取引についての同項第一号から第五号までに掲げる行為

ロ　第二条第八項第十二号、第十四号又は第十五号に掲げる行為

九　暗号資産又は金融指標（暗号資産の価格及び利率等並びにこれらに基づいて算出した数値に限る。）に係るデリバティブ取引についての次に掲げる行為を業として行う場合にあつては、その旨

イ　第二条第八項第一号から第五号までに掲げる行為

ロ　第二条第八項第十二号、第十四号又は第十五号に掲げる行為

第二十九条の四第一項第一号ハ中「平成十六年法律第百五十四号）」の下に「、資金決済に関する法律」を加え、同項第四号中「（個人である場合を除く。）」を削り、同号イ中「満たない者」を「有しない者」に改める。

第二十九条の四の二第十項中「第二条第一項第九号に」を「次に」に改め、同項に次の各号を加える。

一　第二条第一項第九号に掲げる有価証券

二　第二条第二項の規定により有価証券とみなされる同項第五号又は第六号に掲げる権利（電子記録移転権利に該当するものに限る。）

第二十九条の四の三第四項中「権利」の下に「（電子記録移転権利に該当するものを除く。）」を加える。

第三十一条第一項中「及び第七号ロ」を「、第七号ロ、第八号及び第九号」に改め、同条第三項中「方法」の下に「のうち、同条第一項第八号又は第九号に規定する行為に係るものであつて公益又は投資者保護のため特に必要なものとして内閣府令で定めるもの（以下この項及び第三十三条の六第三項において「特定業務内容等」という。）について変更をしようとするときはあらかじめ、特定業務内容等以外のもの」を、「ときは」の下に「遅滞なく」を加え、「、遅滞なく」を削り、同条第四項中「又は第七号ロ」を「、第七号ロ、第八号又は第九号」に改める。

第三十三条第二項第一号中「第四号の政令で定める権利」を「同項第三号若しくは第四号に掲げる権利又は電子記録移転権利であつて政令で定めるもの」に改め、同項第四号中「及び第二条第二項の規定により有価証券とみなされる同項第三号及び第四号に掲げる権利であつて政令で定めるもの」を削る。

第三十三条の五第一項第二号中「信託業法」の下に「、資金決済に関する法律」を加える。

第三十三条の六第三項中「方法」の下に「のうち、特定業務内容等について変更をしようとするときはあらかじめ、特定業務内容等以外のもの」を、「ときは」の下に「遅滞なく」を加え、「、遅滞なく」を削る。

第三十五条第一項第十三号中「資産」の下に「（暗号資産を除く。第十五号及び次項第六号において同じ。）」を加え、同項に次の一号を加える。

十六　顧客から取得した当該顧客に関する情報を当該顧客の同意を得て第三者に提供することその他当該金融商品取引業者の保有する情報を第三者に提供することであつて、当該金融商品取引業者の行う金融商品取引業の高度化又は当該金融商品取引業者の利用者の利便の向上に資するもの（第八号に掲げる行為に該当するものを除く。）

第三章第二節中第七款を第八款とし、第六款を第七款とし、第五款の次に次の一款を加える。

第六款　暗号資産関連業務に関する特則

第四十三条の六　金融商品取引業者等は、暗号資産関連業務（暗号資産に関する内閣府令で定める金融商品取引行為（次項において「暗号資産関連行為」という。）を業として行うことをいう。同項において同じ。）を行うときは、内閣府令で定めるところにより、暗号資産の性質に関する説明をしなければならない。